

第19回滋賀県首長会議  
重層的支援体制整備事業について

1. 地域共生社会について

- かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった様々な生活場面において、「支え合いの機能」が存在していた。
- 高齢化や人口減少が進み、人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、誰もが役割を持ち、存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められる。
- 「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である。
- 厚生労働省において、「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」や、「地域共生社会の実現に向けて（我が事・丸ごと）」に基づいて、その具体化に向けた改革を進めてきた。
- 地域共生社会の実現のため、社会福祉法等の一部が改正され、包括的な支援体制の整備を行う新たな市町村事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行された。

2. 重層的支援体制整備事業に関する事項

①重層的支援体制整備事業の目的

- 地域住民の複合化・複雑化した地域生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施するとともに、対象事業に係る交付金を一体的に交付する等の財政支援を行うもの。

②重層的支援体制整備事業の内容

- 目的を達成するために、以下(1)～(5)の事業を一体のものとして実施する。

**(1) 包括的相談支援事業** . . . . . **I 相談支援**

一つの事業のみでは対応が難しい地域生活課題については、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行うとともに、複合化・複雑化した支援関係機関間の役割分担が必要な地域生活課題については、(5)の多機関協働事業につなぎ、支援関係機関の連携による適切な支援体制の構築を図ること。

**(2) 参加支援事業** . . . . . **II 参加支援事業**

本人やその世帯が抱える地域生活課題や支援ニーズを丁寧に把握した上で、福祉サービスその他社会参加に向けた取組との間の連絡調整等を行い、本人や世帯が望む形での社会参加を実現するとともに、必要に応じて、地域の福祉サービスその他社会参加に向けた取組のための環境整備を行うこと等が重要であること。

**(3) 地域づくりに向けた事業** . . . . . **III 地域づくり事業**

地域で実施されている個別の地域活動や居場所の取組、それらに取り組む者を把握し、「人と人」「人と地域活動や居場所」をつなぎ合わせるコーディネート役割が求められること。

**(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業** . . . . . **I 相談支援**

地域社会からの孤立が長期にわたる者等の必要な支援につながりにくい者等への支援を進めるに当たっては、地域のネットワークを通じて地域の状況に係る情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築し、潜在的な支援ニーズを有する者の存在を早期に把握することが重要であること。

本人やその世帯との信頼関係を構築するため、丁寧かつ確実な働きかけを行うとともに、緊急性のある事例を把握した場合には、速やかに警察や医療機関等と連携する必要があること。

**(5) 多機関協働事業及び支援プランの策定事業** . . . . . **I 相談支援**

一つの支援関係機関では対応が困難な複合化・複雑化した地域生活課題の整理を行い、支援関係機関との議論を踏まえて、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を表した支援プランを策定し、意識の共有を図ること。

支援関係機関間の有機的な連携体制の中で、地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要であること。

### ③重層的支援体制整備事業の効果

- 本人やその世帯が抱える地域生活課題を断らず包括的に受け止めることで、参加支援や地域づくりに向けた支援が地域の支援ニーズに合わせたより効果的な実施が可能となる。
- 本人やその世帯の状況等に応じたオーダーメイドの支援が実現し、属性を問わない相談支援が一層効果的に機能すること。
- 地域づくりに向けた支援を通じて、地域で人と人とのつながりが強化され、本人やその世帯が抱える地域生活課題に対する他の地域住民の気づき生まれやすくなり、早期に相談支援につながるようになる。
- 新たな地域活動が開拓・開発されることにより、参加支援において本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援を実施しやすくなること。
- 災害や感染症の流行等の緊急事態の発生時における支援体制の充実を図ることができることで、地域から孤立する傾向にある被災者の地域とのつながりを取り戻し、生活を再建する。
- 包括的な支援体制が構築されることによって、「支える」「支えられる」といった関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いの関係性が生まれる。

### 3. 甲賀市の取組状況について（主なもの）

- 我が事・丸ごと推進本部会議の立ち上げ  
（市長が本部長、令和元年8月に開催）
- 庁内丸ごとネットワーク会議の開催  
（関係各課が複数の課にまたがるケースを担当レベルで協議し、つながることで情報の共有や役割を明確にするため試験的に実施、令和元年度11回、令和2年度1回開催）
- 我が事・丸ごと地域共生社会の推進に係る勉強会  
（厚労省から室長 吉田氏、全国コミュニティサポートセンター事務局から田所氏をお招きし令和元年10月4日に全職員対象に開催）
- 断らない相談支援体制に向けた検討会議の開催  
（令和2年10月から3回開催し、相談支援体制整備に向け、課題抽出や改善策を検討した）
- 健康福祉部内研修  
（令和2年11月27日厚労省説明動画視聴他）

## ○地域共生社会推進室の新設

(令和3年4月から健康福祉部福祉医療政策課内に設置)

### 4. 重層的支援体制整備事業実施に向け甲賀市での課題

---

#### ①. 窓口の設置方法

- ・ワンストップ窓口方式（一体型窓口）、個別相談連携方式（分散型窓口）等があるが、いずれもメリット・デメリットがある。

#### ②. 庁内の組織体制

- ・重層的支援体制は健康福祉部が担うものとされがちだが、庁内のどこの部局がコーディネート機能を担うのか。

#### ③. 地域づくり支援のための地域や外部団体との連携

- ・「相談支援」は行政主体の取組であり、実施しやすい部分であるが、「参加支援」・「地域づくり支援」の進め方。

#### ④. 体制整備についての県からのサポート

- ・国では重層的支援体制の整備にコーディネーターの派遣が行われているが、サポートいただける仕組みが必要。

### 5. 甲賀市の今後の方向性について

---

甲賀市第2次地域福祉計画（中間見直し）に重層的支援体制整備事業を盛り込んでいき、予算編成時期に国が示す、分野横断型の「重層的支援体制整備事業補助金」の仕組みに合わせた予算案の作成を行う。

福祉部局では分野ごとに相談窓口を設けており、複雑化・複合化する生活課題に寄りそえる相談支援体制について担う。そして政策部局では、関係機関や地域住民などと連携して、きめ細やかな支援を行い問題解決に取り組む、参加支援や地域づくりの推進を担えるよう令和4年度からの体制整備をめざす。

# 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

参考資料

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。  
○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

### 新たな事業の全体像

#### I 相談支援

#### 包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

**I～IIIを通じ、  
継続的な伴走支援  
・多機関協働による  
支援を実施**

#### II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応  
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの  
対応の具体例)

#### 就労支援



#### 見守り等居住支援



生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない  
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

#### III 地域づくりに向けた支援

#### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

#### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

#### 現行の仕組み

高齢分野の  
相談・地域づくり

障害分野の  
相談・地域づくり

子ども分野の  
相談・地域づくり

生活困窮分野の  
相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

属性・世代を  
問わない  
相談・地域づく  
りの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる  
(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

